

1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案について

1 背景

国は、1,4-ジオキサンに係る排水基準について、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第15号。以下「改正排水省令」という。）で規定し、平成24年5月25日に施行した。この際、一般排水基準（0.5mg/L）に対応することが著しく困難と認められる業種その他の区分に属する特定事業場に対しては、経過措置として、改正排水省令の施行の日から3年間（平成27年5月24日まで）に限って適用する暫定的な排水基準が設定されているところである。

2 国が実施したフォローアップ調査について

国は、暫定排水基準が設定された業種については、速やかに一般排水基準に対応することができるようにするためフォローアップを行い、その結果、感光性樹脂製造業、ポリエチレンテレフタレート製造業及び下水道業については、平成27年5月24日までに一般排水基準を達成すると判断したが、エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業については、一般排水基準を達成することが困難と考えられることから、さらなる取組に必要な期間（3年間）、暫定排水基準値を強化（10mg/L→6mg/L）して延長することが適当であるとして、平成27年1月30日から3月2日までパブリックコメントを実施したところである。

表1 中央環境審議会1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案（平成27年1月）

業種	現行基準		見直し案	
	許容限度	適用期間	許容限度	適用期間
感光性樹脂製造業	200mg/L	3年間	一般排水基準(0.5mg/L)へ移行	—
エチレンオキサイド製造業	10mg/L	3年間	6mg/L	3年間
エチレングリコール製造業	10mg/L	3年間	6mg/L	3年間
ポリエチレンテレフタレート製造業	2mg/L	2年間	一般排水基準(0.5mg/L)へ移行済み	—
下水道業※	25mg/L	3年間	一般排水基準(0.5mg/L)へ移行	—

※感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）

第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。

3 京都府における1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案について

国において、エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業について、平成27年5月24日までに一般排水基準を達成することが困難と考えられ、さらなる取組に必要な期間（3年間）、暫定排水基準を延長することとした場合、京都府においても当該暫定排水基準を適用することが適当と考える。